

栄町告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、窓口キャッシュレス決済に関する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年9月26日

栄町長 橋本



名称	所在地	納付事務を行う歳入等	納付する期間
株式会社 千葉銀行	千葉県千葉市中央 区千葉港1番2号	キャッシュレス決済により 納入される証明書発行 手数料、施設使用料、 諸収入等	令和6年10月1日 から